

イエズス会聖三木図書館一日利用者規約

(目的)

第1条 この規約は、イエズス会聖三木図書館規則第5条第4項に定められたイエズス会聖三木図書館一日利用者について、必要な事項を定めることを目的とする。

(一日利用者の資格)

第2条 一日利用者は、イエズス会聖三木図書館（以下「図書館」という。）の理念である日本におけるカトリック福音宣教活動に協力し、参与する。

(一日利用者)

第3条 一日利用者は、図書館の理念に賛同し、図書館が定める方法により利用申込書を提出し、図書館長の承認を受けた者とする。

2 一日利用者が資格を有する期間は当日のみとする。

3 利用料5百円は図書館事務室へ直接持参、または銀行振込により納める。

4 納入された利用料はいかなる理由があっても返還しない。

5 一日利用者は当日のみ図書館を利用することができるが、館外貸出をすることはできない。

(規約の変更)

第4条 この規約は、運営諮問委員会の審議を経て、館長の承認により、変更することができる。

附則 この規約は、令和6年4月1日から施行する。